平成２１年（フ）第１８９９号
埼玉県上尾市西宮下２丁目82番地２　上尾ハウス５―105
債務者　芦澤友紀子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４号
埼玉県加須市大字川口1556番地５
債務者　高橋　敦子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３２号
埼玉県北本市大字下石戸下266番地37
債務者　新山　聖徳
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４６号
埼玉県川口市川口５丁目６番12―205号
債務者　板橋　厚子（旧姓羽豆・永倉）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１００号
埼玉県川口市末広１丁目16番21号　なか荘２号
債務者　小山内伝次郎
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
さいたま市見沼区東大宮４丁目53番地９　ジュネス高橋Ｎｏ１―102
債務者　岡村　正司
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
埼玉県鴻巣市笠原1146番地
債務者　吉田　桂子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
埼玉県川口市大字木曽呂1557番地の８
債務者　加藤　裕樹
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５４号
大阪市東成区深江北３丁目３番13―1006号　トーエー第１深江橋ビル
債務者　梅原　康夫
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２号
川崎市宮前区初山２丁目23番９号ふじみ荘
債務者　岡崎冨士子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
川崎市高津区下作延３丁目27番34―401号　ピュアグレイス宮崎台
債務者　久泉　優子（旧姓恒田）
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
川崎市幸区南加瀬３丁目７番９号ふそう陸送寮213、前住所川崎市幸区南加瀬３丁目７番10号ふそう陸送寮206
債務者　原　　光裕
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
川崎市中原区井田杉山町７番12号　Ａｎｎｅｘ・Ｊｕｎ201、前住所川崎市中原区今井西町220番地１　マイキャッスル武蔵小杉101
債務者　猪瀬　　哲
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
川崎市中原区今井南町587番地　ハイツ石山102
債務者　小澤　訓子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
川崎市中原区上小田中２丁目７番25―202号　コスモステージ武蔵新城
債務者　南雲　尚子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
川崎市宮前区東有馬５丁目15番26―405号、前住所川崎市宮前区けやき平１番39―503号　宮前平グリーンハイツ
債務者　池田　康夫
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係